

諏訪市告示第 78 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のように廃止する。なお、その関係図面は諏訪市役所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

諏訪市長 金子 ゆかり

記

番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1	1-16 号線	高島四丁目 1499 番 3 地先	大字四賀 79 番 1 地先	

高島・上川・四賀 廃止路線

